

インフルエンザワクチン助成状況(市町村別)

※補助あり26か所・補助なし17か所

	市町村名	小児等			妊婦		助成方法等	各市町村との契約医療機関以外で接種した場合の助成方法
		助成の有無	対象年齢	助成額	助成の有無	助成額		
1	鹿児島市	無			無			
2	鹿屋市	有	6ヶ月以上19歳未満	2,000円を1回 生活保護世帯は全額助成	無		鹿屋医師会、肝属東部医師会、医師会外3か所との委託契約	被接種者の全額自己負担
3	枕崎市	有	6か月～小学校2年生まで	1回1,000円 一人2回まで	有	2,000円 (1回のみ)	予診票を事前に対象者に送付し、本人は接種料金から助成額を差し引いた金額を医療機関に支払う。翌月医療機関から報告・請求書が市に届き支払う。	医療機関から直接市へ請求
4	阿久根市	有	生後6カ月から18歳まで	1回あたり3,000円 12歳以下:2回 13歳以上:1回	無		補助金として医療機関へ支払う。	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
5	出水市	有	生後6か月～18歳(高校3年生)まで	2,000円を1回分 (13歳未満は、2回分4,000円まで)	有	2,000円を1回分	医療機関支払時に、あらかじめ差し引くただし、対象医療機関以外で接種した場合は、償還払い	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
6	指宿市	有	生後6か月～	1回のみ 1,000円	有	1回のみ 1,000円	市発行による予診票を使用し、差額を医療機関へ支払う。(1回のみ)	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
7	西之表市	有	生後6か月～18歳	12歳まで1,000円を2回分(上限) 13歳以上1,000円を1回分(上限)	無		予防接種に係る費用の額から助成金額を控除した額を契約医療機関に支払う。	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
8	垂水市	有	①生後6か月～中学生以下(13歳未満は2回) ②高校生以上	①補助額上限3000円 (13歳未満の方は2回接種のため6000円) ②補助上限2000円	有 (妊婦も含む、高校生以上の市民が対象)	補助上限2000円	・県医師会と相互乗り入れ契約 ・その他は個別契約 ※対象者は窓口支払時に助成金を差し引いた金額を支払い、その後、医療機関からの請求に応じて市は委託料を支出する。	医療機関から直接県医師会へ請求する
9	薩摩川内市	有	①未就学児(6か月から) ②小学生 ③中学生、高校3年生	①2,000×2回 ②1,000×2回 ③2,000×1回	無		契約医療機関で、助成額を差し引いた料金で接種。それ以外の場合は、令和3年3月31日までに市へ申請。	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
10	日置市	無			無			
11	曾於市	有	生後6か月～高校3年生に相当する市民(13歳未満は2回接種)	1回につき2,000円 (生活保護受給者は3,000円)	無		曾於医師会・医療機関と委託契約を締結し委託料として支払う。	被接種者の全額自己負担
12	霧島市	無			無			
13	いちき串木野市	無			無			
14	南さつま市	有	6か月～6歳未満(未就学児)	4,000円 (2,000円×2)	無		対象者に助成券を送付し、契約医療機関で割り引いた後、医療機関から市へ請求。	被接種者の全額自己負担
15	志布志市	有	満6か月以上18歳以下 (平成14年4月2日から平成15年4月1日までの生まれ)	1,500円 (13歳未満は2回)	有	2,000円	・妊婦は償還払い ・満6か月以上18歳以下は接種料との差額は本人負担	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接市へ償還払い依頼をする。
16	奄美市	無			無			

インフルエンザワクチン助成状況(市町村別)

※補助あり26か所・補助なし17か所

市町村名	小児等			妊婦		助成方法等	各市町村との契約医療機関以外で接種した場合の助成方法
	助成の有無	対象年齢	助成額	助成の有無	助成額		
17 南九州市	有	生後6月～小学校6年生	1回1,000円×2回	無		実費と助成額の差額は被接種者が負担 助成額は医療機関が市に請求(予診票を添付)	医療機関から直接市へ請求する
18 伊佐市	無			無			
19 始良市	無			無			
20 三島村	無			無			
21 十島村	今年度に限り全住民(住所が十島村にある者)無料で実施						医療機関から直接県医師会へ請求する
22 さつま町	有	生後6か月(R2.5.31生まで対象)～高校3年生相当	1回につき上限3,000円 【生後6か月～小学生】 ◆助成回数:2回 ◆自己負担額:1回につき500円～ ※接種料金が3,500円を超える場合は、接種料金から助成額3,000円を差し引いた額を自己負担金として医療機関で支払い。 【中学生・高校生】 ◆助成回数:1回 ◆自己負担額:1,000円～ ※接種料金が4,000円を超える場合は、接種料金から助成額3,000円を差し引いた額を自己負担金として医療機関で支払い。	有 対象者は19歳～64歳以下の町民を対象としており「妊婦」の対象者区分は設けていない。	1回につき上限3,000円 ◆助成回数:1回 ◆自己負担額:1,000円～ ※接種料金が4,000円を超える場合は、接種料金から助成額3,000円を差し引いた額を自己負担金として医療機関で支払い。	【協力医療機関で接種】 代理受領方式での助成 【協力医療機関以外で接種】 全額自己負担後、償還払いでの助成	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
23 長島町	有	生後6か月以上18歳以下の者 生後6か月～13歳未満2回, 13歳以上1回	2000円	無		契約医療機関に委託料として支払う 委託医療機関以外で接種の場合償還払い	
24 湧水町	無			無			
25 大崎町	有	生後6ヶ月～13歳未満	接種2回目まで助成。1回につき、1,500円	無		・曾於医師会乗り入れ契約医療機関・個別契約医療機関については委託料にて助成額支払い。 ・契約医療機関外での接種については、領収書等で償還払い。	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
26 東串良町	有	接種日において生後6か月以上13歳未満の者 接種日において13歳以上19歳未満(高校3年生相当)までの者 生活保護法による保護を受けている世帯(ただし、生後6か月以上13歳未満の者については、2回助成)	1回目 2,000円 2回目 2,000円 2,000円 全額	無		医療機関にて町助成金を差し引く	医療機関から直接県医師会へ請求

インフルエンザワクチン助成状況(市町村別)

※補助あり26か所・補助なし17か所

市町村名	小児等			妊婦		助成方法等	各市町村との契約医療機関以外で接種した場合の助成方法
	助成の有無	対象年齢	助成額	助成の有無	助成額		
27 錦江町	有	6か月以上	2,500円×2回	有	2,500円×1回	生後6ヶ月からの全町民が助成対象者	被接種者の全額自己負担
28 南大隅町	有	6か月以上	2,000円×2回	有	2,000円×1回	医療機関にて設定料金より助成額の差額を窓口支払い	医療機関から直接町へ請求
29 肝付町	有	生後6か月～18歳(高校3年生)	・1回あたり2,000円(13歳未満は2回まで対象) ・生活保護世帯の子どもについては全額助成	無		契約医療機関で接種時に、2,000円を差し引いた額を自己負担として支払ってもらう。	医療機関から直接町へ請求
30 中種子町	無			無			
31 南種子町	無			無			
32 屋久島町	有	生後6ヶ月から19歳未満	1回1,000円	無		実施協力医療機関と個別に契約	被接種者の全額自己負担
33 大和村	有	生後6ヶ月から小学校6年生	医療機関の定める金額	無		償還払い	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
34 宇検村	無			無			
35 瀬戸内町	無			無			
36 龍郷町	無			無			
37 喜界町	無			無			
38 徳之島町	有	1歳～高校3年生	1歳～12歳 2回目を助成1750円 13歳～高校3年生 2500円	無		徳之島町保健センターへ来所母子手帳などを確認。申請書記入し予診票を発行。接種者の助成額を医療機関から請求。(差額は自己負担)	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
39 天城町	有	1歳～年度内に18歳に到達する者	1歳以上～12歳 2回目を助成1,750円 13歳以上～年度内に18歳に到達する者 2,500円助成	無		天城町保健センターへ来所、母子手帳などを確認。申請書記入し、助成券兼予診票を発行。	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
40 伊仙町	有	①1～12歳 ②13歳～18歳の学生1回接種	①2回接種のうち1回目は全額自己負担、2回目の一部助成1,750円 ②2,500円	無		申請書の提出後、予診票の発行。	被接種者の全額自己負担
41 和泊町	有	1歳～18歳	1回のみ1,500円	無		接種前に保健福祉課で申請を行い、助成券を持参し接種を受けることにより、現物給付となり1,500円の支払いとなる。(島内の医療機関のみ)	被接種者の全額自己負担
42 知名町	有(1回のみ)	1歳以上～18歳以下(高校3年生)	1,500円	無		[小児]保健センターにて事前申請	被接種者は医療機関の窓口で市町村の助成金を支払いし、領収証等にて直接町へ償還払い依頼をする。
43 与論町	無			無			